

★ G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例第五条第二項第

一号の知事の同意に関する規則（規則第八号）（広島サミット推進チーム）

一 制定の要旨

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例の施行に伴い、小型無人機の飛行について、知事の同意を得る場合の手続に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日等

1 施行期日

令和五年三月十三日

2 規則の失効

この規則は、令和五年五月二十二日限り、その効力を失う。